

# 特記仕様書

## 第1 (基本事項)

### 1 内容

水道法第20条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査、並びに水道法第18条に基づく水質検査請求による水質検査（苦情に伴う水質検査）を委託する。

【以下水道法より抜粋】

（検査の請求）

第18条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

（水質検査）

第20条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

### 2 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

### 3 適用範囲

本仕様書は、南城市長 大城 憲幸（以下「発注者」という。）が委託する「令和8年度南城市水質検査業務委託」に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものである。

### 4 業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 第2 (一般事項)

### 1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

### 2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3 履行場所 沖縄県南城市内（久高島含む）

### 4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

### 5 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

### 6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

### 第3 (検査項目)

#### 1 定期の水質検査(給水栓水)

##### (1) 検査項目と頻度及び採水場所等

ア 別紙2水質基準の項目と検査頻度・項目内訳書・水質管理目標設定項目と目標値のとおり。

(海野漁港多目的広場・奥武島体験交流施設は他の採水箇所と検査頻度が異なる)

イ 受注者は、水質検査実施計画書を作成し契約書に添付する。

ウ 受注者は、発注者が指定した採水箇所にて採水し水質検査を行う。

(図1(給水栓水等水質検査採水地位置図参照))

##### (2) 試料容器の準備

ア 受注者は、別紙の検査項目に対し、採水地点ごとに別紙1(採水の手引き)に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

##### (3) 採水方法等

ア 別紙1(採水の手引き)に従い、すべての採水箇所にて受注者が採水を行う。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

##### (4) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して受注者が運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

#### 2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

##### (1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者受注者協議のうえ決定する。

##### (2) 採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点にて採水を行う。

##### (3) 試料容器の準備

ア 受注者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙1(採水の手引き)に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

##### (4) 採水方法等

ア 別紙1(採水の手引き)のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

##### (5) 試料の運搬及び受け渡し

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

### 第4 (検査方法)

#### 1 水質検査等

##### (1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

- (2) 現場での測定
  - ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行うものとする。
  - イ 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。
  - ウ 乙の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、甲の請求に応じて提示しなくてはならない。
- (3) 数値の取扱い  
「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号(最近改正を使用))に基づき実施する。
- (4) 速報値の報告
  - ア 水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。
  - イ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。
- (5) 再検査  
発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者受注者協議のうえ決定する。
- (6) 器具類  
水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。
- (7) 報告書の作成
  - ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。
  - イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

## 2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

- (1) 検査体制の整備  
水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。
- (2) 水道法施行規則第15条第一号ホに規定する書類  
受注者は、発注者が水質検査の実施状況を確認できるよう、水質検査の結果の根拠となる書類を整備すること。
- (3) 機器の整備  
受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。
- (4) 内部精度管理の実施  
内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。
- (5) 検査試料の保存及び廃棄  
検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、国民の祝日を含む。)とし、廃棄日を記録する。  
保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。
- (6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等  
検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解

があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受注者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

基本事項	名 称	部数	提 出 期 限 等
		精度管理の評価試験結果(写)	1

一 般 事 項	名 称	部数	提 出 期 限 等
	業務委託着手届	1	業務開始日
	従事者等届	1	契約締結後 10 日以内
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	業務委託完了届	1	業務終了翌日
	請求書	1	月毎にまとめ、速やかに提出
	打合せ議事録	1	必要の都度

水 質 検 査 関 係	名 称	部数	提 出 期 限 等
	検査機関連絡体制表	1	
	水質検査結果書（一次報告書）	1	各採水日から1週間以内（FAX）
	水質検査業務委託報告書	1	各採水日から3週間以内（結果書） 年に1回（データ等）

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。ただし、提出期限等については、土曜日、日曜日、国民の祝日は含まないものとする。

第5 （安全管理）

(1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。

- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

## 第6 (支払方法)

- 1 請求及び支払い方法 毎月払いで受注者が指定する口座への振込みとする。
- 2 支払回数 受注者は、委託料の月別内訳書を作成し契約書に添付する。

## 第7 (その他)

- 1 資料の提供  
本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は、資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。
- 2 水質検査計画作成の協力  
本業務で得た情報を基に、翌年度の南城市水道事業水質検査計画作成への協力を行うこととする。
- 3 打合せ  
契約締結後、直ちに以下の担当部署と打合せを行うこと。
  - (1) 沖縄県南城市役所 上下水道部 水道課  
TEL (098)917-5347 FAX (098)917-5434